

「諏訪地区更生保護関連機関連絡協議会」と 「非行・犯罪相談」事業



長野 諏訪地区保護司会長
宮野 孝樹

事業化に当たっては、既に実施している事業と今後取り組む事業に分け、今後取り組む事業は中期計画に入れて、順次事業化していくことにしました。中期計画の主軸には、「諏訪地区更生保護関連機関連絡協議会」の設置と「非行・犯罪相談」事業を位置付けました。

「諏訪地区更生保護関連機関連絡協議会」設置の目的と組織

私たちが諏訪地区更生保護関連機関連絡協議会（以下「連絡協議会」といいます。）を立ち上げようとしていた時、犯罪対策関係会議で「犯罪に回らない、戻さない、立ち直りをみんなで支える明るい社会へ」が宣言され、「ひとたび犯罪や非行をした者を社会から排除し、孤立させるのではなく、責任ある社会の一員として再び受け入れること（REENTRY）が自然にできる社会環境を構築することが不可欠である」とされました。

この考え方を正にソーシャルインクルージョンであり、私たちが地域づくりの理念として考えてい

更生保護サポートセンターの設置

諏訪地区に更生保護サポートセンター（以下「サポートセンター」といいます。）が設置されたのは平成25年9月です。私たちは、サポートセンターの設置を機に、主に分区単位で行っていた保護司会活動を地区単位に集約して、新たに門出することを考えました。

まず、諏訪地区保護司会の会則を改正して、組織の改編に取り組みました。

その後、更生保護法人全国保護司連盟のホームページに掲載されている「更生保護サポートセンターについて」を参考に、地区保護司会の事業を全面的に見直しました。サポートセンターを地域における更生保護の拠点として活かすには、サポートセンターの機能として記載されている「保護司の行う処遇活動への支援」「地域支援ネットワークの構築」「地域に根ざした犯罪・非行防止活動の推進」「地域への更生保護活動の情報発信」の4つを具体的に事業化することが必要だと考えました。

たことでした。政府の宣言に合わせて連絡協議会を設立できたことはタイムリーでした。連絡協議会設立の目的は3つです。

1つ目に、政府の宣言に呼応して「再犯防止に取り組む」を挙げました。再犯防止には、地区内にある関連機関が連携、協力することが効果的だと考えたからです。

2つ目は、「保護観察対象者のより良い処遇のため」です。様々な要因から経済的格差が生じ、社会が不安定化する中、保護観察対象者やその家族の抱えている問題が複雑になり、多様化しています。そうしたことを背景にして、保護観察事例の中には自立が極めて難しいケースが出てきています。また、保護司にとっても、1人では対応しきれないケースを担当することがあります。こうし

